

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、「経営基本方針」に、株主のために「誠実で信頼に応える経営を」行うことを明記し、さらに、「企業行動指針」に「高い倫理観と強い責任感をもって公正に行動し経営の透明性を維持して社会の信頼と期待に応える」ことを定めており、これを経営上の最も重要な方針のひとつと位置付けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	114,625,000	7.17
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	84,800,000	5.30
日本生命保険(相)	71,212,250	4.45
三井生命保険(株)	35,961,000	2.25
(株)三井住友銀行	30,022,000	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4)	22,340,000	1.40
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	20,375,525	1.27
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	20,241,186	1.27
三井不動産(株)	19,460,720	1.22
三井住友海上火災保険(株)	17,638,900	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記の他、当社が保有する自己株式32,375,056株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は蝶理株式会社、曾田香料株式会社および水道機工株式会社の3上場子会社を有しています。これら上場子会社各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、東レグループの「企業理念」「経営基本方針」「企業倫理・法令遵守行動規範」等の基本的な考え方を共有しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	25 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤 邦雄	学者											
野依 良治	学者								○		○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 邦雄	○	——	伊藤邦雄氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
野依 良治	○	野依良治氏は当社の研究・技術戦略に関する特別顧問でありました。また、同氏は、当社寄付先の独立行政法人理化学研究所(2015年3月理事長退任)の出身であります。	野依良治氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。また、同氏は2015年4月まで当社の研究・技術戦略に関する特別顧問でしたが、2014年度に当社が同氏に支払った報酬額は、同氏が受領した報酬等総額の10%未満であり、今後当該顧問契約を締結する予定はありません。また、当社は同氏が2015年3月まで理事長であった独立行政法人理化学研究所に対し研究活

			動を支援する目的で寄付を行っておりますが、2014年度の寄付金額は1百万円未満であり、当社売上高に対する割合は0.1%未満であることから、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定例的には、会計監査人の監査計画立案時、四半期決算レビュー結果報告時、期末監査報告時の年5回会合を持ち、それ以外にも必要に応じて監査上の重要問題等について、随時報告・意見交換を行う等、相互の連携を高めています。

内部監査部門である監査部との連携については、監査部が実施し社長に提出した内部監査報告書の全てを監査役にも提出する等、随時情報交換を行っています。

なお、監査部の1名が監査役職務補助のため監査役スタッフを兼務しており、また監査部長はオブザーバーとして監査役会に出席しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永井 敏雄	弁護士													
城野 和也	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			永井敏雄氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。また、同氏が所属している卓照綜合法律事務所との

永井 敏雄	○	——	間に顧問契約や取引はないことから、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として選任しております。
城野 和也	○	城野和也氏は当社取引先の株式会社三井住友銀行(2012年3月 取締役兼専務執行役員退任)およびシティバンク銀行株式会社(2014年5月 代表取締役社長兼CEO退任)の出身であります。	城野和也氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。また、同氏は、当社取引先の株式会社三井住友銀行およびシティバンク銀行株式会社の出身であり、当社は両行との間に定常的な銀行取引がありますが、2014年度末の株式会社三井住友銀行からの借入金残高(シンジケートローンへの参加額を含む)が当社総資産に占める割合は1.1%と他行と比べて突出しておらず、シティバンク銀行株式会社からの借入はないことから、同氏の独立性は確保されていると判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員を、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、2011年よりストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役・理事をストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

- 2015年3月期の取締役の報酬等の額 30名 1,548百万円
- 取締役の支給人数には、当期に退任した取締役4名を含んでおります。
- 報酬等の額には、第134回定時株主総会において決議された役員賞与157百万円を含んでおります。
- 報酬等の額には、取締役に付与された新株予約権によるストックオプション報酬額261百万円を含んでおります。
- 報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人給与相当額75百万円は含まれておりません。
- 上記の他、第130回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給として、退任取締役2名に218百万円を支給しておりますが、退任取締役への支給額のうち22百万円を当期の報酬等の額に含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は“Innovation(革新と創造)”の実践により、お客様へ新しい付加価値を提供しながら、グローバルに成長・発展を遂げることで株主の皆様

の期待に応え、企業としての持続的成長を図ることを経営の基本方針としています。

役員報酬はこれを実現していくためのインセンティブであり、短期及び中長期の業績向上並びに企業価値向上への貢献意欲を高めることを目

的に、取締役は例月報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプション、監査役は例月報酬で構成されています。

なお、報酬水準については、その客観性を確保する観点から、外部第三者機関による役員報酬に関する他社水準調査結果等も参考に、優秀な人材を確保でき、業績向上に向けた志気向上が図れる水準としています。

例月報酬は株主総会において報酬総枠の限度額が決議されており、限度額の範囲内において、取締役の例月報酬は、取締役会決議により社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、監査役については監査役の協議により一定の基準に基づき決定しています。

賞与は株主総会において取締役への支給の可否並びに支給総額がその都度決議されています。各取締役へは、取締役会決議により社長が当社の定める一定の基準に基づき各人の業績に応じて決定しています。

株式報酬型ストックオプションは株主総会において取締役に対して付与する新株予約権の総数の上限並びに報酬総枠の限度額が決議されており、その限度の範囲内において、取締役への割当個数は、取締役会にて当社の定める一定の基準に基づき決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の開催にあたり、議案に関する資料を事前に送付することを含め、適時適切な情報伝達を行います。また、監査役については、常勤監査役と社外監査役を区別せずに監査役全員をサポートすべく、秘書1名、監査役スタッフ1名(兼務)が活動しています。

なお、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務を補助する組織を設置し、専任のスタッフを置くこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社は、基礎素材製品を広範な産業に供給する製造業であり、現場に密着した専門知識をベースに様々な経営判断や意思決定を行う必要があり、また、株主に対する経営責任の完遂という観点から、株主総会で選任された当社の事業に精通した取締役が、多様な視点からの監督の下で意思決定および業務執行に当たることが経営責任の遂行、経営の透明性に繋がると考え、執行役員制度は採用していません。一方、当社は意思決定の規程として「トップ・マネジメント決定権限」を定め、これを厳格に運用しています。

当社の経営執行体制の特徴は次の3点です。

(1) 取締役会、社長、本部長等に留保される権限事項を規定し、厳格に運用しています。

(2) 各役員会の役割期待並びに機能分担を明確化し、厳密に運用しています。

(3) 取締役会は重要案件(会社法規定案件を含む)についての決議機関であると同時に、各取締役の業務執行を相互監視するための各取締役の業務報告・意見交換の場と位置付けています。

例えば、設備投資などをはじめとする重要案件は、その重要度(設備投資の場合はその金額)で、取締役会決議、社長決裁、本部・部門長以下と決裁ルールを決めています。取締役会決議と社長決裁に向けての審議機関として、方針の審議は経営戦略会議で、実行の審議は常務会で行うこととしています。

さらに、全社横断組織として重要経営テーマ毎に各種全社委員会を設置し、経営執行の補完的役割を果たしています。

2. 監査役は4名で、うち社外監査役は2名です。社外監査役と当社との取引関係等の利害関係はありません。監査役は、取締役会に出席し、3ヶ月に1度以上開催する監査役会が定めた当該年度監査方針・当該年度監査計画に従い、社長をはじめとした全取締役・本部長・部門長および部長層とのミーティング、各事業場・工場や国内外関係会社への往査を実施し、取締役の業務執行を十分に監視する体制を取っています。

なお、CSRの重要項目である企業倫理や法令遵守徹底のために設置している「倫理委員会」や「全社法令遵守委員会」に監査役がオブザーバーとして出席する等、内部統制部門との連携を図っています。

また、内部統制部門のひとつとして、関係会社を含めた内部監査を実施する社長直属の部署である監査部(11名)を設置しています。監査部は監査役と定例的にミーティングを実施しているほか、社長に提出した内部監査報告書を監査役にも提出する等、情報交換を行っています。

3. 会計監査については、当社は新日本有限責任監査法人を選任し、会社法監査と金融商品取引法監査を受けるとともに、監査役や監査部との間で、監査計画の説明をはじめ、監査結果の報告および意見交換等を定期的に実施しています。なお、2015年3月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

(1) 監査業務を執行した公認会計士の氏名および当社に係る継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 : 大 木 一 也 4年

指定有限責任社員 業務執行社員 : 木 村 聡 5年

指定有限責任社員 業務執行社員 : 中 野 強 1年

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名、 会計士試験合格者等 17名、 その他 10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は取締役25名で構成しています。当社は、基礎素材製品を広範な産業に供給する製造業であり、現場に密着した専門知識をベースに様々な経営判断や意思決定を行う必要があり、また、株主に対する経営責任の完遂という観点から、株主総会で選任された当社の事業に精通した取締役が、多様な視点からの監督の下で意思決定および業務執行に当たる、現在の体制としております。当社は、従来以上に幅広い視点から取締役の活動を監督し、経営の透明性・客観性を一層高めることを目的として、2015年6月24日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役1名を選任し、社外取締役を2名としました。

また、経営の透明性や経営監視機能の客観性・中立性を確保すべく、取締役会から完全に独立した監査役会を設置しています。監査役4名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役は独立の立場から取締役の業務執行監査の充実に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約1ヶ月前に当社および東証ウェブサイトに掲載し、3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	ICJプラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、当社および東証ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主総会議案の議決結果を、当社および東証ウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示原則」などを含む「情報開示に関するポリシー」を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR責任者が個人投資家向け説明会に随時参加し、会社の現況等を説明しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催し、代表取締役社長もしくはIR統括取締役が説明を行っています。 また、随時、中期経営課題、個別事業に関する説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧・米・アジア等の投資家に対し、IR統括取締役が、訪問・電話会議等により説明会を行っています。 また、内外で開催される投資家向け説明会にも参加し、会社の現況等を説明しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ「株主・投資家情報」コーナーにおいては、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、個別事業説明会資料をはじめ、経営戦略、業績や事業の概況、財務情報等に関する広範な資料を掲載しています。 併せて、「個人投資家の皆様へ」というコーナーも設置し、より分かり易い情報開示に努めています。 http://www.toray.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任部署として、社長直轄のIR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明								
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「新しい価値の創造を通じて社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、これに基づき経営基本方針を以下のとおり定めています。 <table> <tr> <td>お客様のために</td><td>新しい価値と高い品質の製品とサービスを</td></tr> <tr> <td>社員のために</td><td>働きがいと公正な機会を</td></tr> <tr> <td>株主のために</td><td>誠実で信頼に応える経営を</td></tr> <tr> <td>社会のために</td><td>社会の一員として責任を果たし相互信頼と連携を</td></tr> </table>	お客様のために	新しい価値と高い品質の製品とサービスを	社員のために	働きがいと公正な機会を	株主のために	誠実で信頼に応える経営を	社会のために	社会の一員として責任を果たし相互信頼と連携を
お客様のために	新しい価値と高い品質の製品とサービスを								
社員のために	働きがいと公正な機会を								
株主のために	誠実で信頼に応える経営を								
社会のために	社会の一員として責任を果たし相互信頼と連携を								

	即ち、当社は、社会の中でお客様、社員、株主など数多くの人々によって支えられていることを認識し、それぞれに対して責任を果たし貢献することを基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、安全・防災・環境保全、企業倫理・法令遵守をはじめとしたCSRを、最優先の経営課題と位置づけ、取り組みを一層強化しております。2014年度から2016年度までの3カ年を期間とする「第5次CSRロードマップ」を策定し、事業活動のあらゆる側面において、CSRの推進を体系的に行っております。「CSRロードマップ」により経営戦略とCSRを連動させ、当社グループの持続的発展とCSRの両立を図ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	CSRガイドラインに、「ステークホルダーとの対話の促進」を定め、社員、株主・投資家、取引先・消費者、地域社会・NPO、政府・行政、マスメディアなどの対話と協働を促進しています。
その他	当社は、男女雇用機会均等法や育児介護休業法の制定・改正に先駆け、女性の積極的な活用と女性が働きやすい職場環境の整備を早くから進めてきました。1958年に女性管理職登用、1974年に育児休業導入（法制化される約20年前）、2003年に関係会社における社長への登用などを実現しています。 それ以降も2004年に「女性が活躍しやすい企業風土づくり」をねらいに「女性活躍推進プロジェクト」を発足させ、推進体制の整備や仕事と家庭の両立支援策を含めた各種制度の見直し・拡充、および社内啓発活動に取り組んできました。 また、2010年からは、ワークライフバランス労使委員会を立ち上げ、ワークライフバランス全般を向上させる中で、育児・介護と仕事の両立に資する諸施策についても更なる拡充・運用充実を推進しています。 これらを通じて、取り組んできた主な施策は下記の通りです。 1. 女性活躍に対する職制の意識向上を促す啓発活動 2. 女性活躍のための施策の実施 (1) ベビーシッター費用補助制度の新設 (2) 育児休職制度・短時間勤務制度の期間延長、利便性向上 (3) 結婚・育児などやむを得ない事情で退職した社員に対する再就業希望社員登録制度の登録期間延長 3. 女性総合職中堅層対象のキャリアプラン作りセミナーの開催 4. 女性のキャリアモデル提示のための女性社員活躍事例を社内報にて連載 5. 育児・介護支援策としての在宅勤務制度導入 これらの取り組みの結果、当社は女性活躍推進に優れた上場企業として、「なでしこ銘柄」に3年連続で選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)を踏まえ、当社の業務の適性を確保するための内部統制システムに関する基本方針の内容を見直し、2015年5月1日に次に掲げるとおり改正しました。

当社は、「わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会に貢献します」という「企業理念」、「経営基本方針」および「企業行動指針」に示される経営理念を、当社グループの全役員および全従業員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程・ルールの制定、情報の伝達、および業務執行のモニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持する。これを適宜見直しつつ改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図る。

1. 当社取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・全社委員会のひとつとして「倫理委員会」、その下部機構として「全社法令遵守委員会」、そして各本部・部門、各事業場・工場毎の「CSR・法令遵守委員会」を設置し、企業倫理・法令遵守を推進する。
- ・企業倫理・法令遵守を推進・徹底するため、遵守すべき具体的な行動基準として「企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。
- ・企業倫理・法令遵守に関するより詳細な留意事項などを説明した「企業倫理・法令遵守ガイドライン」を制定する。
- ・法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ・「企業倫理・法令遵守行動規範」「企業倫理・法令遵守ガイドライン」および内部通報体制を、「企業倫理・法令遵守ハンドブック」として冊子にまとめ、当社取締役および使用人に周知徹底を図る。
- ・法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障貿易管理規程」を定めるとともに専任組織を設置して、安全保障貿易管理を徹底する。
- ・「企業倫理・法令遵守行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ・内部監査を担当する部署として「監査部」を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。

2. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・意思決定の規程として、「トップ・マネジメント決定権限」を定め、当社の取締役会、社長、本部長等に留保される権限事項を規定する。
- ・効率的な職務執行のために、取締役会決議と社長決裁に向けての審議機関として「経営戦略会議」「常務会」を設置し、前者においては主として方針の審議、後者においては主として実行の審議を行う。
- ・経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマ毎に各種全社委員会を設置する。
- ・当社取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は自らの担当組織の長を管理・監督する。
- ・各組織の業務分掌を定めるものとして「業務分掌規程」を制定する。

3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・経営意思決定に係る議事録、財務情報等の重要文書・情報について、規程に基づく「文書保管・保存マニュアル」を定め、これに従って保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・秘密情報の保護については、「秘密情報管理規程」を制定して適正な管理の体制および管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
- ・個人情報保護への対応として、「個人情報管理規程」を制定し、「個人情報の保護方針」、社内の情報管理体制および従業員の役割を定める。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「危機管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減および危機発生時の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、クライシスマネジメントとして重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。
- ・全社委員会のひとつである「CSR委員会」の下部組織として「リスクマネジメント部会」を組織し、平常時のリスク管理状況をフォローするとともに、全社的施策を企画・立案する。
- ・事業中断に関するリスクを洗い出し、その事業活動への影響度を把握して、事業継続のための「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を策定し、事業継続マネジメント(BCM)体制を構築する。
- ・全社的な危機が発生した場合は、「全社対策本部」および「現地対策本部」を設置し、相互に連携して対応する。
- ・財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「トップ・マネジメント決定権限」や当社子会社に関する支援・管理基準を整備することにより、当社子会社の経営成績や主要な経営指標その他の重要な情報について、当社への定期的な報告をルール化する。
- ・各種のグループ全体会議や地域会議を定期的に開催し、当社の社長又は本部長等が当社子会社の経営状況について直接報告を受け、討議を行う。

(2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスクマネジメント部会」は、当社子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、子会社での活動状況について定期的に報告を受ける。

(3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「トップ・マネジメント決定権限」、「国内関係会社に対する留保権限運営要領」および「海外関係会社業務執行基準」を制定して、当社子会社の業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を定める。
- ・すべての当社子会社について、当該子会社を所管する当社本部等を定めることにより、経営成績や経営指標その他の重要な情報の一元的な把握に努めるとともに、当該子会社が必要とする支援・指導を行う。

(4) 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業倫理・法令遵守行動規範」を、当社グループのすべての取締役等および使用人が遵守すべき行動の基本方針として、当社子会社に周知する。
- ・当社の「企業倫理・法令遵守行動規範」、「企業倫理・法令遵守ガイドライン」や「企業倫理・法令遵守ハンドブック」の内容を踏まえ、当社子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範、ガイドラインやハンドブックの制定を指導する。
- ・当社子会社の取締役等および使用人が法令等に違反する行為等を発見した場合の内部通報制度は、国内の子会社については、当社と共通の社外窓口と各社毎の社内窓口を設けて運用を行い、海外の子会社については所在国の法令やビジネス慣習等を勘案して、違反行為

等が適切に当社に報告される制度を整備することを指導する。

・当社監査部は、当社「内部監査規程」に従って当社子会社の監査を実施する。

6. 当社監査役への報告に関する体制およびその報告をした当社グループの取締役および使用人等がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役等、使用人および当社子会社の監査役は、当社監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
 - ・当社監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために当社の重要な会議に出席する。
 - ・当社監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、当社の全取締役・本部長・部門長および部長層との定期ミーティング、各事業場・工場や子会社への定期監査を実施する。
 - ・当社監査部、法務部、総務部等は定期的に当社監査役とのミーティングを行い、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスクマネジメント等の状況を報告する。
 - ・当社監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。
 - ・当社グループの国内子会社常勤監査役は、連絡会あるいは個別ミーティングにより、当社監査役に当該子会社の内部監査、コンプライアンス、リスクマネジメント等の状況を定期的に報告する。
 - ・当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - ・当社は、内部通報制度等を通じて、当社監査役へ報告を行った当社取締役および使用人に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。使用人については、その旨を「労働協約」および「就業規則」に定める。また、当社監査役へ報告を行った当社子会社の取締役等、監査役および使用人についても、それを理由に不利な取扱いが行われることのないよう、規則等の整備を子会社に指導する。
7. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
 - ・当社は、会社法第388条を遵守し、当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
8. 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社監査役は、必要に応じ、職務の執行に必要な支援を得る等の理由で、職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めることができる。
 - ・当社監査役は、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、使用人の人事について当社と事前に協議を行い、変更を申し入れることができる。
 - ・当該使用人は、もっぱら当社監査役の指揮命令に従い、当社取締役をはじめとする当社グループの取締役等および使用人の指揮命令を受けないものとする。当社と当社監査役は、当該使用人が当社監査役の指揮命令の下、当社監査役の職務の執行を適切に補助していることを定期的に確認し、必要に応じ、適切な是正措置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業倫理・法令遵守行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、全社一体の毅然とした対応を徹底しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

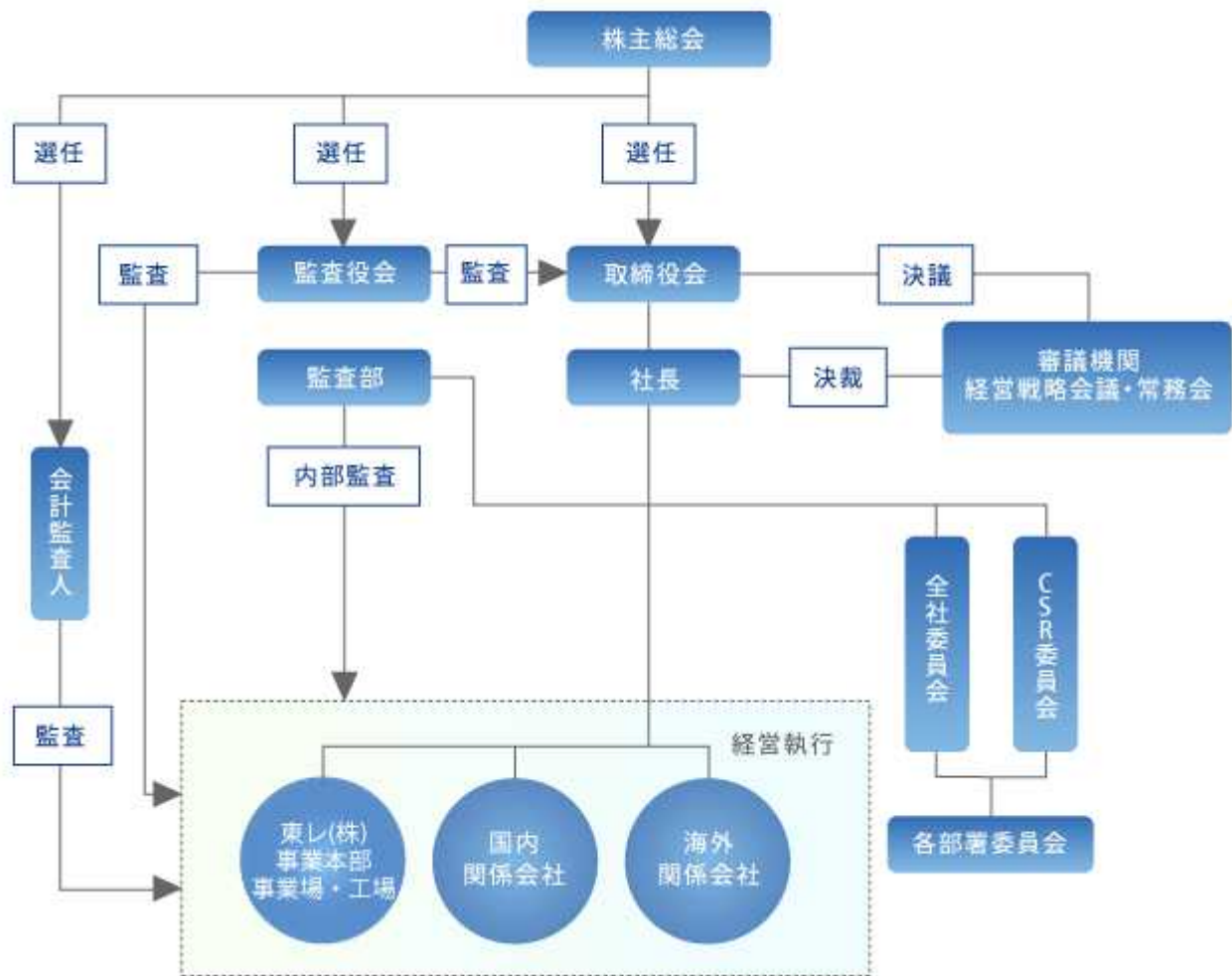
該当項目に関する補足説明

買収防衛の基本は、経営の透明性を維持しつつ、持続的に企業価値向上に努めることと認識しています。なお、いわゆる買収防衛策についても、継続的に検討しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「誠実で信頼に応える経営を行う」こと、「高い倫理観と強い責任感をもって公正に行動し経営の透明性を維持して社会の信頼と期待に応える」ことの2つに集約されます。これを実現するための経営体制を整えています。

【参考資料:コーポレートガバナンス体制模式図】



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 情報開示に係る基本姿勢

当社グループは経営理念における企業行動指針の一つに「倫理と公正」を謳い、その行動基準として、「企業倫理・法令遵守行動規範」を定めて、当社ホームページ上に公表しています。その中に「社会とのコミュニケーション」と題して、株主など当社グループを取り巻くさまざまな関係者とのコミュニケーションを行い、適切な企業情報を積極的かつ公正に開示することを宣言しています。

さらに、法令によって定められた開示の遵守に努めることはもちろん、それ以外の情報についても、公正かつ適時適切な開示を行うことによって経営の透明性を実現するため、「情報公開原則」を定めて、これも当社ホームページ上に公表し実践しています。

2. 適時開示に係る社内体制

- (1) 当社および当社の子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事実に関する情報を管理するために、「内部情報管理および内部者取引規程」を制定しています。

本規程において法定上の重要事実該当する内容を整理し、情報の所管部を重要事実の内容ごとに定めるとともに、重要事実の決定、あるいは発生時点で早期に公表することを規定しています。

法定上の重要事実該当しない場合でも、当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼすおそれがあると考えられる事実については、「内部情報管理および内部者取引規程」、および情報公開原則に則り、適時適切な情報開示を行うこととしています。

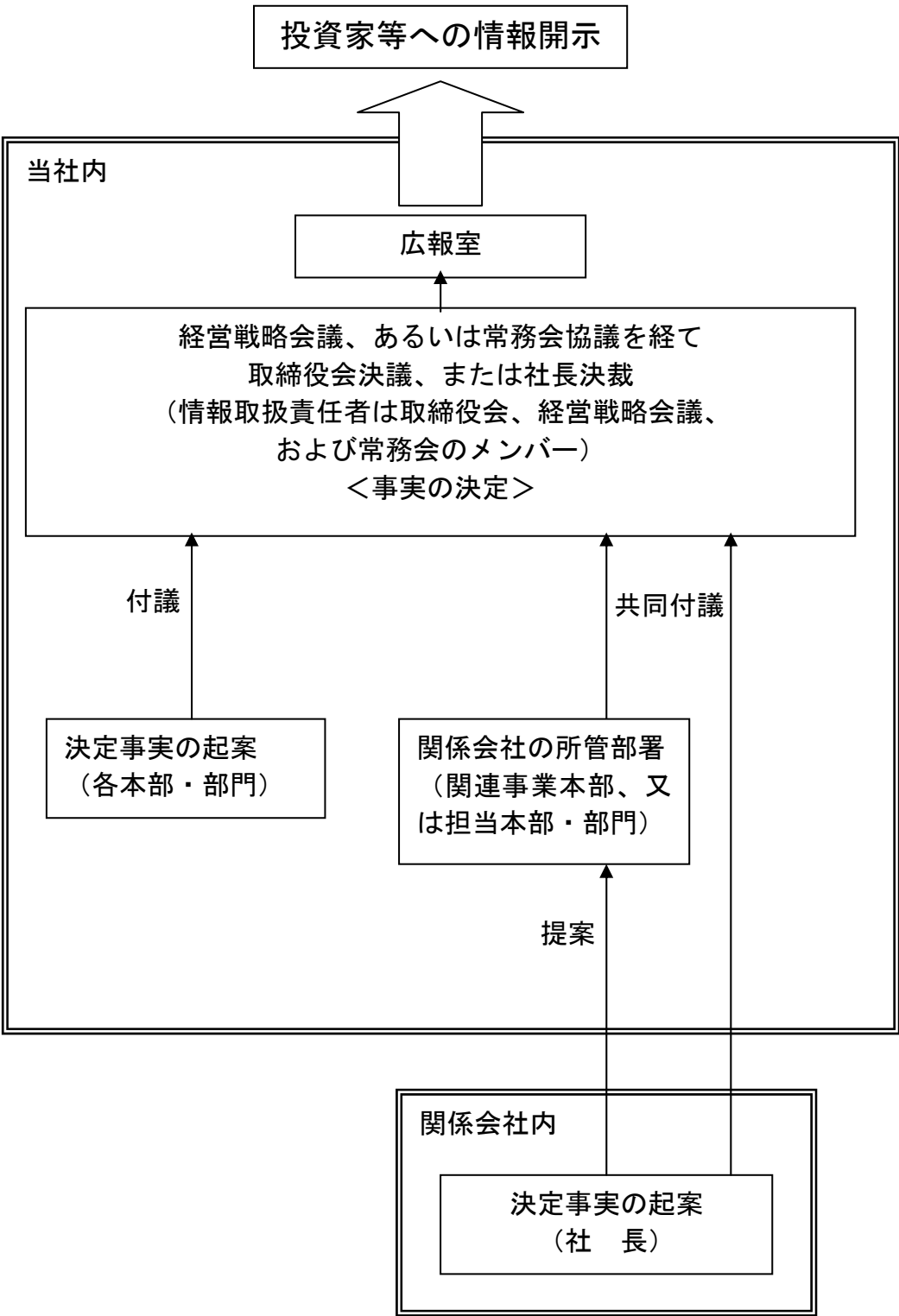
- (2) 情報開示に関しては、情報の所管部と公表担当部署である広報室が協議のうえ、公表時期および方法を定めることとしています。

なお、情報開示の流れは、別紙1-①（「決定事実」に関する情報開示）、別紙1-②（「発生事実」に関する情報開示）のとおりです。

- (3) 適時開示に係る社内体制のチェック機能として、「監査役監査規程」において「内部統制システムの構築・運用状況の監査」の実施を定め、それに基づき監査役は、内部監査部門である監査部と連携しながら、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制を適切に構築し運用していることを監査しています。

以 上

別紙 1－①「決定事実」に関する情報開示



別紙 1－②「発生事実」に関する情報開示

